

ファミリーホーム ゴロゴロくん 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会（以下「法人」という。）は、児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第8項に定める事業の実施に関する法人の所有または賃貸借契約を締結する建物において、県から養育の委託を受けた児童（以下「児童」という。）の子ども同士の育ちあいを支援し、児童と養育者・補助者相互の信頼関係を築くとともに子どもの権利・主体性を尊重し、基本的生活習慣を身につけるとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことをもって児童の社会生活への自立を総合的に支援する。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（名称）ファミリーホーム ゴロゴロくん（以下「ホーム」という。）

（住所）岐阜県羽島市正木町坂丸二丁目188番地2

(委託児童)

第3条 この事業は、法第27条第1項第3号の規定により、県より委託された児童を対象とする。

(運営の方針)

第4条 法人は、第1条の目的のため当事業所の運営方針を次のとおり定める。

- (1) 家庭的な環境の下で児童の意思や個性を尊重し、経験を有する養育者及び補助者と共に必要に応じた養育を行う。
- (2) 子ども相談センターの指導を受けながら養育者・補助者及び関係機関で連携を図り、自立支援計画に沿って児童を養育する。
- (3) 児童の状況に応じた養育ができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、その他の関係機関との連携、その他適切な支援体制を確保する。
- (4) 養育の質の向上に努めるため養育者・補助者は常に研鑽に努め、又ホーム会議等を実施して児童の状況や養育内容の確認や見直しを行う。
- (5) 事業に関し不当な営利を図ったり、児童の処遇について不当な行為をしない。
- (6) 地域に密着した事業所の運営に努める。

(養育者・補助者の員数及び職務の内容)

第5条 ホームに勤務する養育者・補助者及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|------------|----|---|
| (1) 管理・養育者 | 1人 | ホームに生活の本拠を置き、児童と居住を共にする事業所の管理・運営並びに児童養育 |
| (2) 主たる補助者 | 1人 | 宿直・児童の養育・運営・管理の補助 |
| (3) 補助者 | 1人 | 児童の養育、家事援助、養育事業に関連する事務等 |
| (4) 事務員 | 1人 | 事業所の経営に関する経理、金銭管理等 |

(管理者の責務)

第6条 法人の責務は、次のとおりとする。

- (1) 法人は、養育者・補助者及び施設の管理と業務全般の管理を一元的に行う。
- (2) 法人は、養育者及び補助者に法、法施行規則等の規定を遵守させるために、研修会の参加や会議に出席させ、それらの復命書提出などの措置を講ずるものとする。

(勤務体制)

第7条 法人は、児童に対し適切な養育を行うことができるように、ホームに勤務する養育者・補助者の勤務体制を定める。

(設備の基準)

第8条 ホームの設備は次の基準を遵守する。

- (1) 児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等児童が相互に交流を図ることができる設備を設ける。
- (2) 児童の年齢に応じて、男子、女子の居室を別にする。
- (3) 児童の保健衛生及び安全について十分考慮する。
- (4) 必要な医薬品等を事業所に備えるとともに、それらの管理を適正に行う。
- (5) 専任の養育者の住居とする。

(入居定員)

第9条 入居の定員は、6人とする。

(養育の内容)

第10条 児童の養育の内容は次のとおりとする。

- (教育) 学校教育法に基づく義務教育、高校等(義務教育を除く学校教育)の他、必要な社会教育・ジュニアインリーダー活動・子ども会や地域行事への参加。
- (健康) 委託児童の身体の変調に注意を払い、必要な応急処置を行い、医療機関との連携を図る。また必要に応じて視診や検温をして、協力医療機関での診察を受ける。
- (福祉) 委託児童の心身の発達状況により、福祉サービス、子育てサービス等の利用支援を行う。
- (食事) 委託児童の食事は、栄養面を考え、献立は変化に富み、食品の種類、調理法について児童の嗜好、心身の状況にあわせた食事を提供する。
- (衛生) 委託児童が使用する設備、食器、飲料水については、常に衛生管理に配慮する。また設備・食器については年齢に応じた掃除分担や消毒等の促進によって清潔さを保ち、飲用水は、羽島市上水道を使用する。
- (自立支援計画) 委託児童ごとに個別記録書を設け、自立支援計画を元に養育を行う。その際は、委託の目的や委託期間、養育上の留意点等を記載した様式を用いる。

(緊急時の対応方法及び支援体制の確保)

第11条 法人は、緊急時の対応を含め、児童の状況に応じた適切な養育を行う。また、急病時は、養育者または補助者が病院に付き添う。児童の通学する学校、子ども相談センター、教育委員会、警察、病院、消防署、行政機関、民生児童委員、市町村内各種団体、地域住民等と連携をとり、適切な支援体制を確保する。

(非常災害対策)

第12条 法人は、消防法に定められた防火設備、非常照明設備その他、非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意を払い訓練を実施する。

(避難訓練及び消火訓練、不審者対応 等)

第13条 前条の訓練のうち、避難及び消火または不審者に対する訓練は、少なくとも月1回は実施する。人命第一を念頭に通報、初期消火、避難経路、避難誘導、不審者対応等、繰り返し訓練を行う中で、場所・時間に合わせた避難の仕方を覚えるように取り組む。火災や地震又は水害について避難の仕方の訓練計画を立てる。

(児童の権利と擁護)

第14条 法人は、児童の人格及び基本的人権を尊重し、国籍、信条、社会的身分、生育歴、障がい等によって、差別的な扱いは一切しない。

(虐待の防止)

第15条 ホームに勤務する養育者・補助者は、児童虐待の防止等に関する法律を遵守し、児童の最善の利益と権利擁護に努めるため次の事項を遵守する。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律を遵守し、児童の権利擁護に努める。
- (2) 児童にわいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせない。
- (3) 児童に対して暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動をしない。
- (4) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、生活を共にする他の児童による前各号に掲げる行為の放置、その他職員としての養育又は業務を怠らない。
- (5) 前各号を受けたと思われる児童を発見した場合は、即座に県へ通告する。

(守秘義務)

第16条 ホームに勤務する養育者・補助者等は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 前項の規定は、ホームに勤務する養育者・補助者等でなくなった後も同様とする。
- 3 法人は、前項のための必要な措置を講ずる。

(情報公開及び帳簿の整備)

第17条 法人は、ホームの経営状況を情報公開するとともに児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備することとする。

(苦情への対応)

第18条 法人は、養育に関する児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な処置を講ずる。

2 法人は、前項に係る必要な処置として、苦情の公正な解決を図るため、苦情の解決にあたっては、法人の養育者等以外の者を関与させることとする。

(事業の評価)

第19条 法人は、自らその行う養育の質の自己評価を定期的に行いそれらの結果を公表するとともに、外部の者による評価を受け常にその改善を図るよう努める。

(知事による調査)

第20条 法人は、岐阜県知事の求めにより、委託児童の状況について調査を受けなければならない。また、年1回以上、施設監査を受けなければならない。

(私物の保管)

第21条 法人は、入居する児童の希望に応じて、児童の所持するものの保管を行う場合には、別に保管の方法及び児童に対する保管状況の報告に関する規程を定めるものとする。

(改正条項)

第22条 この規程の改正については、養育者・補助者及び理事長と協議し、法人の承認を得るものとする。但し、事業所に入居する児童の意見等を取り入れることを妨げない。

2 この規程より児童に不利になる改正を行ってはならない。

(法令遵守)

第23条 この規程に定めのない事項については、法、法施行規則等、関係法令によるものとする。

2 前項の法令等に違反する規程は、その部分については無効とする。

附則 この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。